

7つの保障が貴方を守る総合共済



年間8万円で、最高4,400万円の保障！

(40口加入時、含臨時費用10%)



罹災者の立場に立った親身な対応

(厚生労働大臣認可創立昭和24年)

全国酒販生活協同組合

東京都目黒区中目黒 2-1-27 TEL.03-3714-0175

<http://www.shuhanseikyo.org>

契約の概要

■ 共済期間

- ・共済期間は4月1日から3月31日までです。

■ 共済掛金

- ・共済契約1口につき共済掛金は2,000円・風水害特約共済は別途500円で、一括払込となります。

■ 加入基準

火災共済(火災等・風水害等)および風水害特約共済

- ・建物の再取得価額の基準額は、1坪あたり木造60万円・耐火造80万円・簡易建築30万円です。

■ 保障内容(内面をご覧下さい)

■ 火災共済(火災等・風水害等)の支払基準

- ・火災等は、目的物件が火災・破裂・爆発により損害を受けた場合には、契約共済金額の範囲内で、損害割合(焼失の割合)に応じてお支払いします。ただし、組合が定める再取得価額を超える場合には、再取得価額を限度とします。
- ・風水害等は(風水害特約共済を含む)、目的物件が暴風雨、旋風、突風、台風、高潮、高波、洪水、なが雨、豪雨、落雷、雪崩れ、降雪及び雹災により損害を受けたときに支払基準に応じてお支払いします。
- ・床上浸水とは居室の床上浸水をいい、床下浸水とは居室に達しない浸水または店舗及び倉庫の床面以上の浸水をいい、浸水の高さは床面からの高さをいいます。

■ 割り戻し金

- ・毎事業年度において余剰金が生じたときは、準備金等の積み立てを行った後、事業の利用割合に応じて割戻しを行います。請求期限経過後の利用分量割戻金は個人毎の出資金に振り替えて積み立てを行っています。出資金は脱退時に払い戻します。ただし、組合員資格を有する場合、当該事業年度終了後に払い戻します。

■ 加入等の制限

- ・一契約者の最高加入口数は40口を限度(動産のみを共済目的とするときは20口)とし、一建物について一契約者を原則とします。(風水害特約共済も同じです)
- ・火災共済(火災等・風水害等)・風水害特約共済において、次に掲げるものは、共済の目的に含まれております。
①商品・営業用機材 ②建物に付属する門、堀等の工作物 ③建物の基礎工事部分 ④空家、別荘 ⑤物置、納屋、小屋その他の附属建物 ⑥通貨、有価証券、貴金属、美術品、その他これらに準ずる物 ⑦自動車、自動二輪車、その他これらに準ずる物
- ・生命共済の契約において、入院中または寝たきり状態、癌・脳卒中(脳内出血・脳梗塞・膜下出血)・心筋梗塞により医師の診断を受け完治していない場合は、新規契約及び増口契約はできません。
- ・火災共済(火災等・風水害等)・生命共済は同時契約・同時解除となります。いずれかの共済だけを加入または解除することはできません。
- ・火災共済(火災等・風水害等)・生命共済の契約口数は同口数となります。
- ・風水害特約共済は上記の基本共済と同口数で契約することができます。
- ・風水害特約共済のみの加入はできません。

■ 中途加入

- ・年度の途中で加入または増口される方の掛金は、月割掛金にて加入することができます。

注意喚起情報

■ 共済金の請求

- ・支払事由が発生した場合は、ただちにその状況や程度について所属の地区組合へ連絡してください。保障期間内に発生した共済金の請求権は、共済金請求事由が発生してから3年を経過したときに時効となります。

■ 届出の義務

- ・住所表示・所在地・増築等加入内容に変更が生じたとき、建物を30日以上引き続き空家もしくは無人にするとき、共済契約者および被共済者が改姓・改名したときは、至急所属の組合に連絡してください。届出がない場合、共済金をお支払いできない場合があります。

■ 共済契約の無効及び解除等について

- (1)火災共済(火災等・風水害等)及び風水害特約共済
・共済契約者が他人のために火災共済契約をしたときは、無効とします。
・共済契約当時、共済の目的たる物件が、既に共済金の支払い事由が発生していたときは、無効となります。

(2)生命共済

- ・被共済者の同意を得ていない契約は、無効となります。
- ・生命共済の被共済者の加入制限に抵触していた場合は、契約を解除します。

(3)共通事項

- ・申し込みまたは共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合は、契約を解除します。
- ・届出の義務を怠ったときは、契約を解除することができます。
- ・共済金の支払対象となる契約口数が最高加入限度を超えているときは、その超過した口数については無効とします。

■ 共済金の支払制限

- (1)火災共済(火災等)
・共済契約者および同一世帯に属する者の故意または重大な過失によって生じた支払事由の場合は、共済金はお支払いできません。

・同一の共済の目的物件に対して複数の共済契約があるとき、この組合が支払うことになる共済金の額と他の共済契約等により支払われる共済金等の合計額が、この組合が算出する標準的な再取得価額を超える場合、その超過した部分の共済金はお支払いできません。

(2)火災共済(風水害等)・風水害特約共済

- ・建物の欠陥・老朽化等による雨漏り及び凍結による水道管破裂による漏水による事故は、共済金はお支払いできません。
- ・共済期間中に支払われるべき共済金の額は、通算して共済金額を限度とします。
- ・同一原因の自然災害により支払総額が5千万円(風水害特約共済は1億5千万円)を超えると推定されるときは、支払額を制限します。

(3)火災共済(火災等・風水害等)及び風水害特約共済

- ・地震・噴火・津波・戦争その他変乱による目的物件の火災及び損壊については、共済金はお支払いできません。
- ・異なる複数の原因による損害があった場合で先に発生した損害を修復していないときは、1回の損害とみなして最終的な損害の程度に基づき共済金をお支払いします。

(4)生命共済

- ・共済契約者または共済金受取人が故意に被共済者を死亡させたときは、共済金はお支払いできません。
- ・新たに被共済者となった者が1年以内に自殺したとき、または申込時の既往症により、保障開始日から90日以内に死亡したときは、共済金はお支払いできません。(新たに増口した部分も同様です。)
- ・新たに被共済者となった者が申込時の既往症により、保障開始日から90日を超えて1年以内に死亡したときは、共済金の半額をお支払いします。(新たに増口した部分も同様です。)
- ・地震・噴火・津波・戦争その他変乱による死亡したときは、共済金はお支払いできません。
- ・火災・交通事故死亡共済金及び火災・交通事故入院見舞金において、無免許・飲酒運転中の事故、地震・噴火・津波・洪水・暴風等の天災および戦争その他の変乱による事故、被共済者の闘争・自殺行為・犯罪行為・重大な過失による事故は、共済金はお支払いできません。
- ・前年度被共済者が死亡した場合は、生命共済は新規契約扱いとなります。

(5)火災共済(風水害等)及び風水害特約共済

- ・共済金のお支払いは、実損額を限度とします。

(6)災害見舞金

- ・災害見舞金のお支払いは10万円を限度とし、実損額を超えないものとします。

■ その他

- ・継続加入は、3月31日までに共済契約が成立している場合をいい、それ以後の契約は新規扱いとなります。
- ・4月1日以降に加入了した場合、共済の効力の発生は、組合に加入申込書が送付され、併せて、掛金が組合に到着した日の翌日午前零時からとなります。
- ・同一年度内に生命共済の被共済者を変更することはできません。
- ・共済契約解除の場合、共済契約の解除の日の属する月の翌月から起算した未経過共済期間の月数に共済掛金の額24分の1を乗じて得た金額を払い戻します。なお、風水害特約共済を契約しているとき、基本契約のみを解除することはできません。
- ・生命共済金の受取人は、特段の指定がない場合には、共済契約者となります。共済契約者と被共済者が同一の場合は、共済契約者の配偶者、同一世帯に属する契約者の子(以下、労働基準法施行規則42条の規定適用)の順序となります。
- ・契約期間が1年間の短期契約のため、クーリングオフの適用はありません。

その他

■ 災害見舞金

- ・72時間以内に生じた地震等または一連の地殻変動によって生じた複数の地震等による損害は一括して1回の事故とみなします。
- ・同一原因による大規模な災害の見舞金支払総額が災害見舞積立金の額を超えると推定されるときは、支払額を制限することがあります。
- ・共済契約者または共済契約者の同一世帯に属する者が所有もしくは運転する車両による損害は、見舞金をお支払いできません。
- ・異なる複数の原因による損害があった場合で先に発生した損害を修復していないときは、1回の損害とみなして最終的な損害の程度に基づき共済金をお支払いします。

■ 個人情報のお取扱い

- ・共済契約に関する個人情報(氏名、生年月日、住所、電話番号)は、事業の健全な運営、当組合と団体取扱契約を締結しているアメリカンファミー生命保険会社及び三井住友海上火災保険(株)並びにあいおいニッセイ同和損害保険(株)(以下、保険会社)の保険商品・サービスの紹介等の目的のために保険会社または募集代理店に適時データ送信にて提供します。提供の停止を請求する場合は本組合までお申し出下さい。請求がない場合は同意しているものとして取扱います。また、共済金のお支払いの判断または共済契約の解除もしくは無効の判断の参考とすること目的として、他の共済団体等と情報を共同利用する場合があります。

7つの保障が貴方を守る総合共済 酒販共済

保障期間

4月1日～3月31日

(中途加入は掛金送金日の翌日午前)
(零時から3月31日)

共済保障対象

建物・生活動産を合わせての保障、
建物のみの保障、または生活動産
のみの保障が、選択できます。

掛金

1口2,000円

最高限度 40口

※掛金は一括払い込みとなります。
※生活動産のみの場合は20口までとなります。

共済金

(1口あたり)

火風水災
生命普通死亡
火災・交通事故死亡
火災・交通事故入院見舞金

100万円(掛金1,130円)
10万円(掛金600円)
3千円(掛金270円)
2万5千円
3千円

いつ起こるか分からない災害・事故。そんなもしもからあなたを守ります。

共済契約者を守る7つの保障

保障金額

対象・支払条件

備考

火災共済

火災等



共済の目的物件が火災・破裂・爆発によって損害を受けたとき。

【最高保障額】(40口加入の場合)

共済金 4,000万円

+

臨時費用 400万円

対象物件

建物・生活動産で加入者が所有又は、同一世帯の親族が使用する物件。

評価基準

建物は再取得価額を基準に評価します。

査定基準

支払う共済金の額は、加入口数に応じた損害割合(焼失の割合)で算出します。

臨時費用

火災共済金に上乗せして給付金の10%をお支払いします。

- 請求添付資料：消防署長の罹災証明書、写真
- 対象物件が同一敷地内に住宅、倉庫等が各々独立してある場合、物件ごとに加入してください。
- 一口あたり、全焼で100万円(全焼以外は、焼失割合に応じてお支払いします。)
- 消防署の証明書が発行されない軽微な事故の場合、臨時費用保障の対象外となります。
- 破壊消防は、火災の場合の半額給付となります。

風水害等



共済の目的物件が風水害や雪害などの自然災害によって損害を受けたとき。(地震・噴火・津波を除く)

【最高保障額】(40口加入の場合) 400万円

損害の区分	損害程度	共済金
全壊・流失	目的物件の70%以上を損壊	400万円
大規模半壊	50%以上70%未満を損壊	240万円
半壊	20%以上50%未満を損壊	120万円
一部損壊 (20%未満の損害)	100万円以上の損害の場合	64万円
	50万円以上100万円未満の損害の場合	40万円
	6万円以上50万円未満の損害の場合	24万円
浸水被害	1階天井以上浸水の場合	400万円
	(居住の)床上1m以上または地盤面から145cm以上浸水の場合	240万円
	(居住の)床上70cm以上1m未満または地盤面から115cm以上145cm未満浸水の場合	120万円
	(居住の)床上70cm以上1m未満または地盤面から45cm以上115cm未満浸水の場合	64万円
	床下浸水または地盤面から45cm未満浸水の場合	24万円

査定基準

支払う共済金の額は、加入口数に応じた損害程度(被害の程度)により、共済金をお支払いします。

- 請求添付資料：市町村長の罹災証明書、写真
- 損害額が6万円未満は免責となります。
- 建物に付属している従物(庇・樋・ベランダ等)のみの損壊は1口あたり1万円を限度、落雷による家電・電気製品のみの損壊は1口あたり6千円を限度として、共済金をお支払いします。
- 1口あたりの共済金は全壊・流失で10万円(全壊・流失以外は、損害程度に応じてお支払いします)。

生命共済



被共済者ならびに被共済者の同一世帯に属する配偶者と子供が死亡または所定の入院をしたとき。

【最高保障額】(40口加入の場合)

被共済者の共済金

	年齢	共済金
普通死亡	全年齢	12万円
火災・交通事故死亡	全年齢	100万円
火災・交通事故入院見舞金	全年齢	12万円

被共済者の同一世帯の配偶者と子供の共済金

	年齢	共済金
火災・交通事故死亡	全年齢	100万円
火災・交通事故入院見舞金	全年齢	12万円

※普通死亡の共済金はございません。

支払基準

- 普通死亡共済金は、共済契約者が死亡されたとき共済金をお支払いします。
- 火災・交通事故死亡共済金は、日本国内において火災事故または交通事故を直接の原因として180日以内に死亡したときに共済金をお支払いします。
- 火災・交通事故入院見舞金は、日本国内において火災事故または交通事故を直接の原因として5日以上継続して入院した場合に共済金をお支払いします。
- 被共済者が死亡した後も、配偶者および子供の火災・交通事故死亡、火災交通事故入院の保障は共済期間内において有効です。

① 請求添付資料：

【普通死亡】医師の死亡診断書又は死体検査書
【火災・交通事故死亡】医師の死亡診断書又は死体検査書、火災・交通事故である証明書、住民票(同一世帯に属する配偶者と子供の場合)
【火災・交通事故入院見舞金】医師の診断書、火災・交通事故である証明書、住民票(同一世帯に属する配偶者と子供の場合)

② 生命共済の被共済者は、契約者ならびに被共済者の同一世帯に属する配偶者と子供とします。ただし、新規契約者及び増口契約者が、入院中または寝たきり状態、癌・脳卒中(脳内出血・脳梗塞・くも膜下出血)・心筋梗塞により医師の診断を受け完治していない場合は、契約者の配偶者または同一世帯に属する子供のなかから被共済者(共済金の支払に関し危険が測定できるような重症者を除く)を定めてください。

③ 交通事故とは、交通機関との衝突・接触等による事故、運行中の交通機関に搭乗中の不慮の事故、改札内の交通機関の乗降場構内の不慮の事故、道路通行中の工作物等の倒壊または落下、崖・土砂崩れまたは岩石等の落下をいいます。

④ 交通機関とは、自動車、原動機付自転車、自転車、電車、船舶、航空機、モノレール、ケーブルカー・エレベーターなどをいいます。

地震災害見舞金



共済の目的物件が、地震・噴火・津波によって損害を受けたとき。

【最高支給額】(20口以上加入の場合)

10万円

損害の規模により、1口あたり5千円を限度に付加給付を行う場合があります。(付加給付の限度額は10万円です。)

支払基準

共済の目的物件(建物・生活動産合わせて)に100万円以上の損害があつたときに見舞金をお支払いします。
※契約期間内に支払われる見舞金は1事故に限ります。

① 請求添付資料：災害証明書、写真

② 一口あたり5千円の支給となります。ただし、支給額は、加入口数にかかわらず、10万円を限度となります。

地震災害、車両飛込は、任意積立金よりお支払いします。
大災害の場合は、災害の状況に応じて支給額等を設定することができます。

車両飛込見舞金



共済の目的物件が、車両によって損害を受けたとき。

【最高支給額】(40口加入の場合)

8万円

① 請求添付資料：交通安全センターの事故証明書、写真

② 一口あたり、2千円の支給となります。

酒販共済は罹災者の立場に立って、親身に応対いたします。

お申し込み・お問い合わせは、各地の組合、または全国酒販生活協同組合(03-3714-0175)までご連絡ください。

加入資格

質権設定

酒類販売業(小売・卸・生産)の業者、従業員並びに酒類販売業者が組織している団体に勤務している方。加入年齢に制限はありません。新規に加入する方は、出資金50円が必要となります。

共済契約者が新築や増改築のために金融機関に共済金額の範囲内で質権設定を行うことができます。金融機関の借入返済が完了するまで毎年更新(4月1日)を行うこととなります。

大規模な
風水害が
心配なときは